



東京税理士会データ通信協同組合情報事業資料

## 弁護士会役員としての活動費・弁政連会費が否認される

士業の必要経費については大いに関心があるところです。TAINS（税理士情報ネットワークシステム）のデータベースには、税理士、弁護士、司法書士などが必要経費について課税庁と争った裁決・判決が58件収録されています。そのうち交際費についての事例は12件あります。今回は、弁護士会の役員としての活動費、役員就任記念品・退任挨拶状、弁政連会費について争った非公開裁決を紹介します。（平成21年3月24日裁決・F0-1-320）

∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞

### 1. 事案の概要

弁護士業を営む審査請求人は、①日弁連役員等としての活動費（執行部会、懇親会費用等）、②役員就任記念品・退任挨拶状、③弁政連会費を、事業所得の必要経費として申告しました。原処分庁は、これらを必要経費に算入することはできないとして、所得税並びに消費税及び地方消費税の更正処分等を行ったのに対し、請求人は必要経費に当たるとして、同処分等の全部の取消しを求めた事案です。

### 2. 審判所の判断

次のとおり、就任記念品・退任挨拶状は必要経費と認めましたが、日弁連役員等としての活動費と弁政連会費は認められないとして、所得税及び消費税の更正処分の一部を取り消しました。

- ① ある支出が必要経費として総収入金額から控除されるためには、客観的にみてそれが業務と直接の関連を有し、業務遂行上通常必要な支出であることを要するところ、弁護士会等の役員としての活動は、弁護士会等の運営に関する事項等を理事会等において審議することであり、請求人が弁護士会等の役員等として活動した結果、弁護士等の品位が保持され、事務の改善進歩が図られたとしても、それは弁護士等全体にとっての利益であり、それが請求人個人の弁護士業務にも寄与することがあっても、それは飽くまでも間接的なものであるから、請求人が支出した弁護士会等の役員等としての活動費は、請求人の弁護士業務に直接の関連を有し、業務遂行上通常必要な支出であるとは認められない。
- ② 仮に請求人が弁護士会等の役員等として活動した結果、多くの弁護士と接し信頼関係を築くことができ、そのことにより他の弁護士より紹介案件が得られる等、請求人の弁護士業務に利益が生じることから、弁護士会等の役員等としての活動費が業務と関連を有する家事関連費に該当するとしても、請求人の弁護士業務の遂行上直接必要である部分を明らかにすることができないと認められるから、これらの費用の額を必要経費に算入することはできない。
- ③ 記念品及びあいさつ状は、請求人の顧問先及び依頼人等に配付及び送付されたものであり、記念品に同封した文書には、役員就任により、弁護士としての法的サービスがおろそかになっていることを詫げる旨、また、あいさつ状には役員を退任し、本来職務に専念し始めている旨の記載があることから、本来の職務に係る状況等の周知を含め、請求人の弁護士業務の広告宣伝を目的とするものであると認められる。そうすると、記念品及びあいさつ状が、弁護士会等の役員の就退任に際して作成されたものであるとしても、記念品の作成費用及びあいさつ状の送付に係る費用は、請求人の弁護士業務に直接の関連を有し、業務遂行上通常必要な支出であるとは認められることから、必要経費の額に算入するのが相当である。
- ④ 弁政連は、日弁連からは独立した団体であり、その会費は、政党又は公職の候補者の後援のためのものと認められ、請求人の弁政連関連の支出が、弁護士の事業所得の増額につながる活動のための支出であったとしても、その支出は請求人の業務に直接の関連を有し、業務遂行上通常必要な支出であるとは認められず、仮にその支出が家事関連費に該当するとしても、業務の遂行上直接必要である部分を明らかにすることができないと認められるから、これを必要経費に算入することはできない。

……………（税法データベース編集室 大高由美子）

◇以上の裁判例について詳細（全文・A4判18頁）が必要な方は、送料実費とも1,500円（税込み）で頒布しますので下記までご一報ください。